

電気供給業に係る区分計算書(所得割) (事業税等区分内訳書付)参考様式について

この区分計算書及び各付表は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人が、都内に主たる事務所等を有する場合に、申告書に添付してください。なお、この計算書には予め計算式を設定してある欄がありますが、これらの計算書及び付表は、計算式も含め、参考様式であり、計算過程が記載されていれば他の形式でも差し支えありません。

この区分計算書には、本表及び付表1～5があります。

- 付表1 主たる事業と従たる事業の売上金額の比率及び按分基準の計算
- 付表2 販売費及び一般管理費の区分内訳書
- 付表3 雑収入の区分内訳書
- 付表4 雑損失の区分内訳書
- 付表5 法人事業税等の損金算入額の区分内訳書

この区分計算書の本表の概要は次の図のとおりです。

電気供給業に係る区分計算書(所得割)(事業税等区分内訳書付)			
法人名	記載例		
事業年度	R3.4.1	R4.3.31	
科目・項目	総額 A	第1号事業 B (所得等課税事業)	第3号事業 C (非所得等課税事業)
		共通 D (A-B-C-E)	
不動産賃貸事業	0	0	0
太陽光発電事業	735,000	735,000	0
売上高(付表1①欄へ転記)	0	0	0
不動産事業原価	0	0	0
電気事業原価	0	0	0
売上原価	0	0	0
売上総利益(1-2)	0	0	0
販売費及び一般管理費(2より転記)	0	0	0
営業利益(3-4)	0	0	0
受取利息	0	0	0
受取手数料	0	0	0
雑収入(付表3より転記)	0	0	0
営業外収益	0	0	0
支払利息	0	0	0
雑損失(付表4より転記)	0	0	0
営業外費用	0	0	0
経常利益(5+6-7)	0	0	0
特別利益	0	0	0
発電設備売却損	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益(損失) (8+9-10)	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益(損失)(11-12)	0	0	0
損金算入額(法人税及び地方法人税(償却控除を除く))	0	0	0
損金算入額(道府県民税及び市町村民税)	0	0	0
損金算入額(損税充当金)	0	0	0
仮払税金認定損戻入	0	0	0
法人税額から控除される所得税額	0	0	0
税額控除の対象となる外国法人税の額	0	0	0
税務加算(法人税別表4)	0	0	0
納税充当金から支出した事業税等の金額	0	0	0
法人税等の中間納付額及び過納納による還付金額	0	0	0
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	0	0	0
前期売上計上繰れ認容	0	0	0
税務減算(法人税別表4)	0	0	0
法人税所得(欠損金控除前)(13+14-15)	0	0	0
法人事業税損金額	0	0	0
法人税の所得の計算上損金の額に算入した所得税額又は外国法人税額	0	0	0
計(16+17+18)	0	0	0
損金の額に算入した所得税額	0	0	0
控除対象となる外国法人税の額	0	0	0
仮計(19+20-21)	0	0	0
繰越欠損金控除額(第1号・第3号事業)	0	0	0
課税標準となる所得金額(22-23)	0	0	0

手順 1-②
販売費は、付表2で区分

損益計算書の金額を入力

法人税別表4の金額を入力

手順 1-①

手順 2

専属は B、C列へ
「総額A」列に入力した金額のうち、それぞれの事業に専属する金額を入力
〔「法人税等E」に記載する金額 計算式により「法人税等E」の列に転記される金額を除きます。〕

手順 3-①

共通は D列
自動計算のため入力不要

法人税等(法人税、地方法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税)及び外国法人税の金額を記載(自動でE列に転記される科目については、記載不要です。)
相殺消去される結果、法人事業税等の損金算入額のみが16欄に表示されます。

手順 3-②

按分基準を選択
売上(付表1④欄)
売上以外(付表1⑥欄)
第1号事業 B
0.3008281

按分基準を選択
→付表1で基準に使用する数値を入力

共通Dを配賦後の金額
第1号事業 F
B+D×按分率
第3号事業 G
C+D×按分率

共通配賦後
F=B+D×按分率
G=C+D×按分率

按分基準を選択すると、按分基準に使用する数値により、専属+共通配賦後の金額が自動算出されます。

自動計算のため、入力不要

16欄の金額を付表5で区分

手順 4

第6号様式別表5へ転記
手順 6

「売上高」以外の科目に含まれる収入で、売上按分基準に含める項目には★を記載(入力)し、付表1②欄へ転記(入力)してください。

備考
★受取手数料は、他社の機器販売取次手数料で、営業外収益に計入しているが、継続的に生じるものであり、第1号事業売上と同様に課税標準に含めた。

詳細な記載の手引きは次ページのとおりです。

3ページ目以降に記載例があります。

※以下、所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）を「第1号事業」、収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）を「第3号事業」とします。

電気供給業に係る区分計算書（所得割）（事業税等区分内訳書付）の記載の手引き

- この区分計算書及び各付表は、第1号事業と第3号事業を併せて行う場合で、都内に主たる事務所等を有する場合に、申告書に添付してください。なお、この計算書には予め計算式を設定してある欄がありますが、これらの計算書及び付表は、計算式も含め、参考様式であり、計算過程が記載されていれば他の形式でも差し支えありません。
- 項目欄は、適宜追加及び項目名を変更してください（欄を追加した場合は、計算式についてもご確認ください。）。なお、付表2～5に記載（入力）すると、集計額が区分計算書に自動的に転記されます。また、別に内訳書を作成し、内訳書で集約した金額を本表に転記（入力）しても差し支えありません。その場合は作成した内訳書も添付してください。
- 区分計算書・付表1～5と共に、次の資料を添付してください。
 - 決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費に係る明細書、原価計算書）及び雑収入・雑損失の明細
 - 法人税の明細書（別表4（連結申告法人においては別表4の2付表））（以下、「法人税別表4」といいます。）
 - 区分計算書に一括記載した項目の区分内訳書
- 「区分計算書（本表、付表1～4）」の記載の方法・留意点

各列の記載の方法・留意点	「総額 A」	損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書（法人税別表4）、法人事業税の加算・減算（第6号様式別表5）の総額を記載（入力）してください。	
	「第1号事業 B」 「第3号事業 C」	第1号事業と第3号事業の事業部門ごとに、「総額 A」の金額を区分してください。	
	「共通 D」	<p>「総額 A」に記載（入力）した金額から、「第1号事業 B」及び「第3号事業 C」に記載（入力）した金額を控除した金額が自動で表示されます。</p> <p>手入力する場合は、各事業部門に共通の収入・経費を記載（入力）してください。</p> <p>共通の収入・経費について、2種類以上の按分基準を用いる場合は、「共通 D」の列を追加してください。少数の項目についてのみ別の按分基準を用いる場合は、按分後の金額をF、G列の該当欄に記載（入力）し、その説明を備考欄に記載（入力）してください。</p>	E列に記載（入力）する税金（法人税、所得税、法人住民税、法人事業税等）は、B、C、D欄には記載（入力）しないでください。
	「法人税等 E（法人事業税等の損金算入額の計算）」 所得の算定上損金（益金）不算入となる法人税等は相殺消去され、法人事業税等の損金（益金）算入額のみが算出されます。	<p>この列は、付表5「法人事業税等の損金算入額の区分内訳書」と併せて使用してください。</p> <p>次の税金を記載（入力）してください。（下記E16欄の説明も参照してください。）</p> <p>法人税、地方法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、外国法人税</p> <p>損益計算書の「法人税・住民税・事業税等」、「原価」、「販売費及び一般管理費」などに費用計上されているこれらの税金（附帯税を除く）及び「雑収入」などに収益計上されているこれらの税金の還付額（還付加算金を除く）を記載（入力）します。また、法人税別表4におけるこれらの税金に係る加減算金額も記載（入力）してください。</p> <p>税効果会計を採用している場合は、損益計算書の法人税等調整額と法人税別表4において加減算する繰延税金資産・負債等の額も記載（入力）してください。</p> <p>次の税金は、E列には記載（入力）せず、その内容によりB、C、Dに区分してください。</p> <p>消費税、固定資産税、事業所税など、還付加算金、附帯税</p>	
	按分基準の選択、「共通Dを配賦後の金額 F、G」	<p>売上金額を按分基準とする場合は、付表1「按分基準の計算」の②欄に、損益計算書の「売上高」以外の科目に計上された収入のうち、金額または割合において重要なもの、売上の税務調整等の金額を記載（入力）し、本表の右上の「按分基準を選択」で「売上（付表1④欄）」を選択してください。</p> <p>売上金額以外の按分基準を使用する場合には、付表1「按分基準の計算」の⑥欄に按分に使用する数値を入力し、本表の右上の「按分基準を選択」で「売上以外（付表1⑥欄）」を選択してください。</p> <p>事業構造の大きな変化などの特別の事情がない限り、按分基準は継続して同じものを使用してください。</p> <p>「売上（付表1④欄）」又は「売上以外（付表1⑥欄）」を選択すると共通Dの配賦後の金額がF、G欄に自動で表示されます。</p>	
区分計算書本表の各欄の記載の方法・留意点	1欄「売上高」	電気供給業に区分する売上は、原則として、電気事業会計規則による電気事業営業収益における収入（第1号事業に区分すべき器具販売収入、受託工事収入を除く）が対象となります。電気事業会計規則の適用がない場合でも、これに準ずる方法により計算した収入によります（取扱通知（県）3章4の9の2）。事業の種類を「科目・項目」欄又は「備考」欄に記載してください。	
	E16欄	<p>「法人税等 E」列に記載（入力）した税金のうち、法人税の所得の計算において損金の額に算入した税額がマイナスの数字で計算されます。これらの税等が還付されたことにより益金算入額の方が大きくなった場合にはプラスの額で計算されます。</p> <p>「法人税所得の計算上損金に算入した所得税又は外国法人税」がある場合（下記18欄の説明を参照）を除き、付表5「法人事業税等の損金算入額の区分内訳書」の⑭A欄の金額と一致します。</p>	
	17欄「法人事業税損金額」	付表5「法人事業税等の損金算入額の区分内訳書」の⑭B欄、⑭C欄の金額が自動的に転記されます。（損金の額はマイナス、益金の額はプラスで表示されます。）	
	18欄「法人税の所得の計算上損金の額に算入した所得税額又は外国法人税額」	所得税額及び外国法人税額（分配時調整外国法人税相当額を含む。以下同じ）のうち、法人税の所得の計算において損金の額に算入したものは、内容に応じてB、C、Dに区分して、損金の額をマイナスで記載（入力）してください。（17欄と18欄の金額の合計額がE16欄の金額と一致します。）	
	20欄「損金の額に算入した所得税額」	F18欄、G18欄のうちの損金の額の算入した所得税額を加算額として記載（入力）します。	
	21欄「税額控除の対象となる外国法人税の額」	「14欄（税務加算）」の内訳のうちの「税額控除の対象となる外国法人税の額」を、第1号事業と第3号事業に区分して記載（入力）してください。当該金額が共通である場合は、按分後の金額を記載（入力）してください。当期に減額された外国法人税額があるときには、減額された金額を除いた金額を記載（入力）してください。	
23欄「繰越欠損金控除額（第1号・第3号事業）」	第3号事業に係る繰越欠損金控除額（G23欄）は、法第72条の2第1項第3号イに該当する事業年度においては記載（入力）しません。		

（注）第6号様式別表6「収入金額に関する明細書」の「収入金額の総額」欄への転記について次の金額を記載してください。

- ①G（第3号事業の共通配賦後の金額）に記載されている「売上高」「営業外収益」等の「収入金額」
 - ②電気の売上などの「収入」を損益計算書の「原価」などのマイナスで計上していた場合の当該収入金額（備考欄に、説明を記載してください。）
 - ③売上等収入の計上時期を法人税別表4で調整している場合はこの調整額も反映してください。
- E列に記載（入力）した収入（税金の還付額）は、別表6への記載を省略して差し支えありません。

※白いセルに記載（入力）してください。色のついたセルは自動計算されます。

法人名	記載例	事業年度	R3.4.1	R4.3.31
-----	-----	------	--------	---------

付表1 主たる事業と従たる事業の売上金額の比率 及び 按分基準の計算

1 売上高の計算

売上高以外の科目や税務調整科目に規模や割合が重大である収入(臨時のものを除く)がある場合及び売上高の計上時期に係る税務調整がある場合に②欄に入力してください。(「電気供給業のガイドブック」P.8の注3参照)(区分計算書の当該金額が計上されている科目のNo.欄に★印を入力してください。)

	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C
① 損益計算書の売上高(区分計算書No.1欄と同額)	29,735,000	9,000,000	20,735,000
② 売上高に計上していない収入(売上と同様に扱うもの)、その他の調整額★	▲ 150,000	▲ 100,000	▲ 50,000
③ 売上金額計(収入金額) (①+②)	29,585,000	8,900,000	20,685,000
備考	区分計算書に★を付した欄の金額を②欄で調整した。		

2 主たる事業と従たる事業の売上高の比率の計算

・主たる事業の売上金額と比較して従たる事業の売上金額が1割程度以下であるなど「電気供給業のガイドブック」P.11の条件を満たす場合は区分計算を行わず、主たる事業の課税方式により申告して差し支えありません。
 ・過年度に区分計算を行った場合は、事業の状況が変化したなどの特別の理由のない限り区分計算を継続してください。一時的に1割程度以下になる事業年度があったとしても、継続して区分計算を行う必要があります。

第1号事業 B	第3号事業 C
B③/C③	C③/B③
43.0%	232.4%

3 按分基準の計算

・端数処理なしで自動計算されます。(表示は小数点以下7桁未満四捨五入となっています)

	第1号事業 B	第3号事業 C
売上按分基準の計算④	B③/A③	C③/A③
	0.3008281	0.6991719

売上以外の按分基準を使用する場合に記載(入力)してください。

・売上以外の按分基準を使用する場合は、使用する数値を⑤欄に入力し、その内容を備考欄に記載してください。区分計算書「按分基準の選択」欄で「売上以外」を選択してください。

・前期と異なる按分基準を使用する場合は、按分基準を変更する理由等について、備考欄に記載(入力)してください。

	合計 A	第1号事業 B	第3号事業 C
売上以外の按分基準に使用する数値⑤	0		
売上以外の按分基準の計算⑥		B⑤/A⑤	C⑤/A⑤
		#DIV/0!	#DIV/0!

備考欄

--

※白いセルに記載(入力)してください。色のついたセルは自動計算されます。

法人名	記載例	事業年度	R3.4.1	R4.3.31
-----	-----	------	--------	---------

付表2 販売費及び一般管理費の区分内訳書

E列:「租税公課」等に計上されている金額があれば記載(入力)してください。

科目	No.	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C	共通 D (A-B-C-E)	法人税等 E	第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
役員報酬		600,000			600,000		180,497	419,503
法定福利費		134,000			134,000		40,311	93,689
福利厚生費		236,000			236,000		70,995	165,005
接待交際費		4,000			4,000		1,203	2,797
会議費		593,000		222,000	371,000		111,607	481,393
旅費交通費		238,000			238,000		71,597	166,403
通信費		266,000		240,000	26,000		7,822	258,178
消耗品費		934,000		166,000	768,000		231,036	702,964
修繕費		802,000		464,000	338,000		101,680	700,320
水道光熱費		81,000			81,000		24,367	56,633
新聞図書費		69,000			69,000		20,757	48,243
諸会費		42,000			42,000		12,635	29,365
支払手数料		366,000			366,000		110,103	255,897
車両費		316,000		316,000	0		0	316,000
地代家賃		287,000		143,000	144,000		43,319	243,681
保険料		98,000		98,000	0		0	98,000
租税公課		92,000			92,000		27,676	64,324
支払報酬料		730,000	100,000		630,000		289,522	440,478
減価償却費		7,972,000		7,972,000	0		0	7,972,000
繰延償却		154,000			154,000		46,328	107,672
雑費		4,000			4,000		1,203	2,797
					0		0	0
					0		0	0
					0		0	0
販売費及び一般管理費 小計	4	14,018,000	100,000	9,621,000	4,297,000	0	1,392,658	12,625,342

区分計算書本表「販売費及び一般管理費(付表2より転記)」欄に自動的に転記されます。

付表3 雑収入の区分内訳書

法人税等の還付額はE列に記載(入力)してください。

科目	No.	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C	共通 D (A-B-C-E)	法人税等 E	第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
事業復活支援金	※1	1,000,000	880,000	120,000	0		880,000	120,000
保険金(売電関係)		20,000		20,000	0		0	20,000
保険金(売電以外)		50,000	50,000		0		50,000	0
還付加算金	※2	9,000			9,000		2,707	6,293
所得税等還付		833,800			0	833,800	0	0
					0		0	0
					0		0	0
					0		0	0
					0		0	0
					0		0	0
雑収入明細		1,912,800	930,000	140,000	9,000	833,800	932,707	146,293

区分計算書本表「営業外収益」の「雑収入(付表3より転記)」欄に自動的に転記されます。

付表4 雑損失の区分内訳書

法人税等に係る金額が計上されている場合は、その金額をE列に記載(入力)してください。

科目	No.	総額 A	第1号事業 B	第3号事業 C	共通 D (A-B-C-E)	法人税等 E	第1号事業 F B+D×按分率	第3号事業 G C+D×按分率
消費税差額		75,000			75,000		22,562	52,438
					0		0	0
					0		0	0
					0		0	0
雑損失明細		75,000	0	0	75,000	0	22,562	52,438

区分計算書本表「営業外費用」の「雑損失(付表4より転記)」欄に自動的に転記されます。

付表2, 3, 4の備考

※1: 事業復活支援金は第1号事業と第3号事業の売上減少の割合により按分した。
 ※2: 還付加算金は、共通とした(一部 1号事業に係る事業税の中間還付に対応する部分はあるが国税還付加算金、住民税還付加算金とともに共通とした。)

※白いセルに記載(入力)してください。色のついたセルは自動計算されます。

法人名	記載例	
事業年度	R3.4.1	R4.3.31

付表5 法人事業税等の損金算入額の区分内訳書

- ・納付額をプラス、還付額をマイナスとして記載(入力)してください。
- ・分割法人は全国の税額の合計を入力してください。

種類	法人事業税の区分(注4)			特別法人事業税の区分				
	合計額 A	第1号事業 B	第3号事業 C (注1)	合計額 A	第1号事業 B	第3号事業 C		
前々期の申告 年税額又はその割合				⑦	177,500	107,600	69,900	
前期の申告 予定・中間・みなす申告において納付すべき税額	①	205,500	124,500	81,000	⑧ (注5)	88,700	⑧A×⑦B/⑦A 53,770	⑧A×⑦C/⑦A 34,930
	②	181,200	0	181,200	⑨	78,200	0	78,200
	③ ②-①	▲ 24,300	▲ 124,500	100,200	⑩ ⑨-⑧	▲ 10,500	▲ 53,770	43,270
当期の申告 予定・中間・みなす申告において納付すべき税額	④	95,100	0	95,100	⑪ (注5)	34,700	⑪A×⑩B/⑩A 0	⑪A×⑩C/⑩A 34,700
修正・更正による納付税額(プラスで入力)・還付税額(マイナスで入力) (注2)	⑤	0			⑫	0		
合計 ⑥=③+④+⑤ ⑬=⑩+⑪+⑫	⑥	70,800	▲ 124,500	195,300	⑬	24,200	▲ 53,770	77,970

事業税・特別法人事業税の損金算入額 ▲ (⑥+⑬)	⑭	合計額 A ▲ 95,000	第1号事業 B 178,270	第3号事業 C ▲ 273,270
---------------------------	---	-------------------	--------------------	----------------------

⑭欄は、損金算入額はマイナス、益金算入額はプラスで表示されます。

「区分計算書」E16欄と一致します。(注3)

「区分計算書」B17欄へ転記

「区分計算書」C17欄へ転記

備考欄

(注1)法72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得割額(同号イに該当する事業年度においては付加価値割額及び資本割額)及び収入割額の合算額が該当します。(令和2年4月1日以前に開始する事業年度については、電気供給業(第3号事業に相当する事業に限る。)に係る収入割額となります。)

(注2)当期の法人税の所得の算定上、損金又は益金の額に算入されている金額を記載(入力)してください。

(注3)当期の法人税の所得の算定上、「損金の額に算入した所得税又は外国法人税」がある場合は、付表5⑭欄の金額とは一致しません。区分計算書記載の手引きE16欄、18欄の説明を参照してください。

(注4)法人事業税については、前期及び当期の各事業に係る税額により、1号・3号に区分することが可能です。区分する税額は、以下の予定申告書及び確定申告書の例を参考に記載してください。

他の方法により区分した金額を記載した場合には、計算に用いた基準を備考欄に記載してください。

(注5)各事業に係る特別法人事業税の税額を⑧欄及び⑩欄に記載の計算式以外の方法により算定する場合には、⑧欄及び⑩欄に税額を手入力で記載してください。また、計算に用いた基準を備考欄に記載してください。

【参考】付表5 法人事業税等の損金算入額の区分内訳書 記載(入力)の流れ

種類	法人事業税の区分(注4)			特別法人事業税の区分		
	合計額 A	第1号事業 B	第3号事業 C (注1)	合計額 A	第1号事業 B	第3号事業 C
前々期の申告 年税額又はその割合				⑦	0	0
前期の申告 予定・中間・みなす申告において納付すべき税額	①	205,500	124,500	81,000	⑧A×⑦B/⑦A	⑧A×⑦C/⑦A
	②	181,200	0	181,200	78,200	
	③ ②-①	▲ 24,300	▲ 124,500	100,200	43,270	
当期の申告 予定・中間・みなす申告において納付すべき税額	④	95,100	0	95,100	⑪A×⑩B/⑩A	⑪A×⑩C/⑩A
修正・更正による納付税額(プラスで入力)・還付税額(マイナスで入力) (注2)	⑤	0			⑫	0
合計 ⑥=③+④+⑤ ⑬=⑩+⑪+⑫	⑥	70,800	▲ 124,500	195,300	24,200	▲ 53,770
事業税・特別法人事業税の損金算入額 ▲ (⑥+⑬)	⑭	合計額 A ▲ 95,000	第1号事業 B 178,270	第3号事業 C ▲ 273,270		

手順1 前々期の特別税の年税額(又は割合)を入力

手順2 前期の予定・中間・みなす申告税額を入力

手順3 前期の確定申告の年税額を1号・3号事業別に入力

前期の確定申告における差引納付税額(1号・3号区分)を自動計算

手順4 当期の予定・中間・みなす申告税額を入力

当期の確定申告における損金算入額(1号・3号区分)を自動計算

事業税・特別税合算の損金算入額を自動計算